

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社評価審査機構（以下「機関」という。）確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第46条の規定に基づき、機関が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請の手数料)

第2条 建築物に関する確認の申請手数料は、申請1件につき、建築物を新築、増築、改築、移転（以下「建築」という。）及び大規模の修繕もしくは模様替え、並びに用途変更に係る申請床面積の合計により、次の（1）の手数料とする。

(1) 確認手数料

(非課税・単位：円)

申請部分の床面積の合計		3号	1・2号	型式認定
100㎡以下		35,000	47,000	27,000
100㎡超え、200㎡以下		44,000	57,000	32,000
200㎡超え、300㎡以下		56,000	82,000	40,000
300㎡超え、500㎡以下		81,000	92,000	62,000
500㎡超え、1,000㎡以下		14,7000	165,000	95,000
構造審査 加算	300㎡以下	25,000		
	300㎡超え	45,000		
省エネ適合審査(仕様規定)		8,000		
天空率審査加算		15,000		
消防同意を要する場合		5,000		

※1,000㎡を超えるものは別途協議とする。

※構造適判を用いるルートの場合、別途協議とする。

※棟増築の場合、既存部分を含めた床面積の合計とする。

※住宅性能評価等を合わせて申請されている場合、10,000円を減額する。

※手数料の減額をする場合、別途算出した額とする。

(建築物の計画変更確認の申請手数料)

第3条 建築物に関する計画変更確認申請手数料は、申請1件につき、申請床面積の合計（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分を加算）により、次の（1）の手数料とする。ただし、直前の確認済証の交付を当機関から受けていない計画変更確認を除

く。

(1) 計画変更確認手数料

申請部分の床面積の合計	3号	1・2号	型式認定
100 m ² 以下	18,000	24,000	14,000
100 m ² 超え、200 m ²	22,000	29,000	16,000
200 m ² 超え、300 m ² 以下	28,000	41,000	20,000
300 m ² 超え、500 m ² 以下	41,000	46,000	31,000
500 m ² 超え、1,000 m ² 以下	74,000	83,000	48,000

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第4条 建築物に関する中間検査の申請手数料は、申請1件につき、当該検査に係る部分の床面積の合計により、次の(1)の手数料とする。ただし、直前の確認済証又は仮使用認定通知書の交付を当機関から受けていない中間検査を除く。

(1) 中間検査手数料

(非課税・単位：円)

申請部分の床面積の合計	3号	1・2号	型式認定
100 m ² 以下	37,000	46,000	30,000
100 m ² 超え、200 m ² 以下	44,000	50,000	38,000
200 m ² 超え、300 m ² 以下	56,000	70,000	46,000
300 m ² 超え、500 m ² 以下	68,000	74,000	68,000
500 m ² 超え、1,000 m ² 以下	—	108,000	82,000

※1,000 m²を超えるものは別途協議とする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第5条 建築物に関する完了検査の申請手数料は、申請1件につき、当該検査に係る部分の床面積の合計により、次の(1)の手数料とする。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を当機関から受けていない完了検査を除く。(中間検査時に加算した場合は加算しない。)

(1) 完了検査手数料

(非課税・単位：円)

申請部分の床面積の合計	3号	1・2号	型式認定
100 m ² 以下	39,000	47,000	34,000
100 m ² 超え、200 m ² 以下	50,000	53,000	40,000
200 m ² 超え、300 m ² 以下	61,000	72,000	54,000

300 m ² 超え、500 m ² 以下	78,000	86,000	78,000
500 m ² 超え、1,000 m ² 以下	—	101,000	91,000

※1,000 m²を超えるものは別途協議とする。

※他機関で交付された省エネ適合性判定又は設計住宅性能評価書、長期使用構造等の確認書を活用した場合は、審査整合性手数料として 12,000 円を加算する。

※軽微な変更説明書（ルート C は除く。）が必要な場合、8,000 円を加算する。

（建築物に関する仮使用認定の申請手数料）

第 6 条 仮使用認定申請の手数料は、申請 1 件につき、仮使用認定に係る部分の対象床面積の合計により、次のとおりとする。ただし、直前の確認済証又は中間検査合格証もしくは仮使用認定通知書の交付を当機関から受けていない仮使用認定を除く。

（1） 仮使用認定手数料

（非課税・単位：円）

申請部分の床面積の合計	3 号	1・2 号	型式認定
100 m ² 以内		70,000	38,000
100 m ² 超え、200 m ² 以内		77,000	47,000
200 m ² 超え、300 m ² 以内		114,000	72,000
300 m ² 超え、500 m ² 以内		171,000	123,000
500 m ² 超え、1,000 m ² 以内		252,000	162,000

※1,000 m²を超えるものは別途協議とする。

（昇降機等に関する確認申請等の手数料）

第 6 条の 2 昇降機及び昇降機以外の建築設備に関する確認の申請又は計画変更確認申請の手数料は別途協議とする。

2 前項に係る検査の手数料も同様とする。

（工作物に関する確認申請等の手数料）

第 6 条の 3 工作物に関する確認の申請又は計画変更確認申請の手数料は別途協議とする。

2 前項に係る検査の手数料も同様とする。

（その他の申請検査等の手数料）

第 6 条の 4 第 6 条から前条までに掲げるもの以外の申請検査等の手数料は別途協議とする。

（遠隔地の割増手数料）

第7条 検査対象が以下各号のいずれかに該当する場合、第2項に掲げる割増手数料を加算することができる。

一、徳島県

A 地域：徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

B 地域：美馬市、三好市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町、東みよし町

C 地域：該当なし

D 地域：上記に関わらず架橋されていない島嶼部等

二、香川県

A 地域：すべての地域

B 地域：上記に関わらず架橋されていない島嶼部等

C 地域：該当なし

D 地域：該当なし

2 前項に掲げる割増手数料は、下記の通りとする。

A 地域：割り増しなし

B 地域：10,000 円

C 地域：15,000 円

D 地域：20,000 円

(再検査手数料)

第8条 検査又は追加説明書の審査結果により、申請に係る建築物の再検査を行う場合の手数料は、第4条(1)、第5条(1)、第6条(1)により算定した額とする。

(再交付手数料)

第9条 当機関が確認済証、中間検査合格証、完了検査済証又は仮使用認定通知書を再交付する場合の手数料は、1通につき5,000円とする。

(手数料の減額および加算)

第10条 当機関は、あらかじめ協議したうえで次の各号に該当する場合、第2条から前条までに定める手数料において、減額することができるものとする。

一 直近の年間申請件数が、年間を通じて多量の件数が見込める場合

二 当機関が行う他業務と同時に申請する場合

三 当機関が効率的に業務が行えると判断した場合

2 当機関がその業務の負荷の度合いを勘定して、業務量が増大する場合は、手数料を加

算することができる。

(規程に定めのない事項等の取扱い)

第 11 条 本規程に定めのない事項、手数料等については、別途協議により定めることができる。

(附則)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

制定：令和 7 年 7 月 7 日

改定：令和 8 年 7 月 7 日